

平成 28 年度第 2 回  
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成28年(2016年) 9月27日(火)

14時00分～16時30分

場所：滋賀県庁北新館中会議室

出席委員：

12名中9名出席

出席：菊池委員、籠谷委員、須藤委員、中村委員、西田委員、西野委員、  
秀田委員（代理 鑪氏）、福原委員、前畑委員

欠席：石上委員、石谷委員、平山委員

議題：

- (1) 第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）の策定について
- (2) 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（素案）の策定について
- (3) 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）（素案）の策定について

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料1 各計画策定のスケジュール
- 資料2-1 第12次鳥獣保護管理事業計画の概要
- 資料2-2 第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）
- 資料2-3 第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）（新旧対照表）
- 資料2-4 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（答申）（全部変更）新旧対照表
- 資料2-5 鳥獣捕獲情報収集システムについて
- 資料4 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）（素案）の概要
- 参考資料 ツキノワグマの捕獲方法および捕獲後の処置について（案）

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成28年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中9名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・まず、最初に事務局から資料1により、議題(1)～(3)の各計画の策定スケジュールについて説明があり、引き続き、各議題について審議がなされた。

## 議題（１）第１２次鳥獣保護管理事業計画の策定について

<事務局から資料２－１から資料２－５および参考資料について説明を行った>  
事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

情報収集基盤の整備を行うということだったが、これまではどのように情報収集を行ってきたのか。

事務局：

鳥獣統計を用いて情報収集を行ってきた。ただ、収集の過程の中で全ての情報が収集で来てきたわけではないし、結果が政策にすぐに反映できないという問題もあった。それを今回の整備で解消していく。

委員：

今までよりも、細かい情報を求めるようになってきているが、これまではこのような情報が県や国にあがっていなかったということか。

事務局：

ニホンジカ・イノシシについては比較的細かいところまであがっていたが、外来獣については、その限りではなかった。また、どうしても報告漏れというものもあり、これらの問題を解決する目的で、このような整備がなされていく。

委員：

良いシステムだと思う。事務負担を勘案しながら運用してほしい。

委員：

許可基準一覧表の中にカモの他に、サギ等も含まれているが、現実的にこれらは駆除されているものなのか。

事務局：

カルガモを駆除しているという実績は手持ち資料がないのでわからないが、所感としては、ここ２年くらいは許可したというのは聞いたことはない。

サギについては、実際に駆除をしているところもある。

ヒヨドリ、ムクドリについても同様で、農作物被害、生活環境被害が実害として出ているために、これらは許可基準の中に一覧として入れたいと考えている。

委員

鳥獣保護区の更新箇所を表の中で、いずれも４５か所となっているが、これは間違いではないか。

事務局：

これはいずれも年度ごとに巡視を行うエリアを示した箇所数である。

委員：

- ① 希少猛禽類とは県の指定種のことか。科学的な見地をどのように担保するのか。
- ② ツキノワグマの錯誤捕獲対策については記載されているか。
- ③ 傷病鳥獣の救護について、国の考え方が大きく変わっているようだが、県として踏み込んで考えてもよいのではないか。国では傷病鳥獣に関して野生復帰という表現が使われなくなり、放野という表現になっている。県では放野にしないのか。

事務局：

- ① 整理できていない。科学的な見地も整理できていないが、湖北野鳥センターや有識者に協力いただくなどが考えられる。
- ② 資料 2-2 の 13 ページの 1 にツキノワグマの錯誤捕獲対策について、「ツキノワグマの恒常的生息地（比良山地、野坂山地、伊吹山地）において、イノシシ等の捕獲用のおりを設置するに当たっては、原則、誤ってクマが入った場合逃げられる構造のもの（天井部に直径 30 cm以上の脱出口を設けたり、囲いわなを用いたりする）を使用する。」と記載している。
- ③ 国の考え方に先んじて、対象鳥獣種について生態系を保全する上で重要な希少な鳥獣を対象とすると記載している。傷病鳥獣の考え方という部分をボリュームアップしていければいいと考えている。今後この部分の記載を充実させたい。  
また、野生復帰から放野という表現に変更したところではあるが、もう一度確認する。

委員：

ツキノワグマの錯誤捕獲対策はおりに関する記載であり、くくりわなの欄に記載するのは適切ではない。

事務局：

ご指摘のとおりであり、修正する。

委員：

ツキノワグマの錯誤捕獲対策に鈴鹿山脈が入っていない。恒常的生息地ではないという認識のためか。

事務局：

鈴鹿山脈については、繁殖が確認されておらず、恒常的生息地には含めていない。ただし、錯誤捕獲対策の範囲に鈴鹿山脈を入れるかは検討する。

委員：

希少種の基準について、希少種以外のもので、かつケガ等をした鳥獣については、救護しないということか。

事務局：

そのとおり。

委員：

感染症が、どのようなルートで入ってくるのかについて、どう把握しているのか。

事務局：

鳥インフルエンザを例にすると、国の規定するマニュアルに従って、対応を行っている。

委員：

傷病鳥獣の治療によって、感染症の発見につながる場合もある。傷病鳥獣の対応について、生態系の頂点の種や希少種だけを保護すれば生物多様性が保全できるわけではない。

希少鳥獣のみに対象にするのでは、一早い感染症対策ができないという懸念がある。米原市にある鳥獣保護センターは、電気、水道、下水等が整っておらず、十分な機能を有していない。計画に鳥獣保護センターとして設置したと本計画に記載するまで至っていない。

2次治療についても、体制が十分でない。しかも、2次治療の期間も2週間しかなく、その後放野するという事になっている。それならば、初めから安楽殺した方がいいのではないか。

つまり、全ての野生鳥獣は救わないということなのか。

事務局：

傷病鳥獣のあり方、感染症対策、水際対策等については、また整理させていただく。希少種を対象とするというのは現行計画の方針のままであり、そこはこのままでいかせていただきたいと思っている。

保護センターについては、県財政との兼ね合いもあり、十分に対応できていないというのはご指摘のとおりであり、その表記についてはまた検討していきたいと考えている。

委員：

傷病鳥獣の救護対象は国の方針か。

事務局：

県の考え方である。

委員：

許可基準について、狩猟免許を持たずに、捕獲可能となるが、十分な処置も知らない者が取り扱おうとすると、かまれたりケガしたりして、感染症が広がる恐れがあるのではない

か。

事務局：

ご指摘のとおり。ただ、一方で農作物被害もあり、実際、捕獲許可を出す部分については、市町に権限移譲しているところからも、県計画でその選択の門戸を狭めるべきではないと考えこういった記載をしている。

委員：

県が規定したことが、市町への丸投げに見えるが、これはおかしいと思う。

事務局：

県が国に対して意見を示す際に、市町に向けて照会をかけたところ、この部分の賛否はほぼ半々だった。そういった背景があるために、ここで門戸をしめるという判断をするのは難しいと考えた。

委員：

傷病鳥獣に対する県民に対する普及啓発が足りない。市民が野生鳥獣を見かけたら、まずどうにかしようと思って、動物病院、警察、市役所に連絡が入る。そのあと、自然環境保全課に連絡が入ってはじめて動ける。普及啓発が足りない。

委員：

市民への普及について、不足していると思われる。感染症対策の側面からみると、もって移動させるというのは、感染症を広める最大のリスクとなる。それならば、放っておくほうがよっぽどマシ。そんなことを知らずに善意で動かした結果、広域的にリスクを広めることに繋がってしまう。従って、やはり普及啓発は重要だし、今、そのリスクを抱えていると思う。対応願いたい。

事務局：

普及啓発は不十分という認識。計画の中に盛り込めていけたらと考えている。

委員（代理）：

小型の鳥獣を農家が自らの田畑で捕獲する際に、免許不要となるが、捕獲後にどのような処置をするべきなのかも許可基準に盛り込んでおくべきではないか。適切な安楽殺処分等ができるものに限って、許可を出すなどの記述を入れるべきではないか。

事務局：

ご指摘のとおり。捕獲後の処置について、適切な処理ができないものは許可できない旨を明記していきたい。

**議題（２）滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第３次）の策定について**

<事務局から資料3について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

湖北地域は、シカが多く、半減できないとのことではありますが、湖東地域や湖西地域でシカが減ったら湖北地域のシカがどの程度移動することが推測できるか。

事務局：

階層ベイズ法では、地域毎のシミュレーションを行っている。実際には餌場を求めて移動をすると考えられるが、どこまで移動するか詳細なことは分かっていない。しかしながら、餌場を求めて移動することは、通常考えられることと認識している。

委員：

科学的なことは分からないが、多分移動するであろうということによいか。

委員：

この計算方法は、今年度から始めたもの。シカの個体群がどの程度の範囲で移動するかは、わかっていないと思う。階層ベイズ法によると地域別に誤差が少ないデータが出てくるということでニホンジカ保護管理検討委員会でも検討した結果、移動すればその地域で頑張れば捕れば何とかなるだろうということでこの捕獲目標でいくこととした。

委員：

被害状況をモニタリングすることは重要なこと。個体数を目標に即した形で半減させるということも良いことだと思う。個体数の半減を達成したときに被害がどうなっているのか、恐らく半減しても厳しいと思うが、その辺をきっちり調査して分かり易く外に向かって説明することが必要と考える。個体数を半減させると言う単純なイメージではそんなに減らしてしまうのかという印象を一般市民の方は受けると思うし、一方で、森林被害等は深刻な状況になっていて、国では3～5頭/km<sup>2</sup>を標準と示しているが、県では何頭なのかといったところをきっちり数値で持っておいたうえで機会があれば説明をすることで、数の管理と被害の管理が説明しやすいのではないかと考える。

事務局：

今のことは非常に重要で、最終的な目標は県内の森林面積からいうと8,000頭となる。その辺りを強調しながら、半減でも標準よりは多いところを丁寧に説明できるような工夫をしたいと思う。56ページに書いているとおり、当初は森林の植生被害のレベルについて、今回の計画策定で数値目標を出していこうと考えていたが、検討委員会の方で、最終的な目標である8,000頭に達してからでないと数値目標はあまり意味が無く、まずは個体数を減らさないと森林被害が減らないとの意見が出た。今の段階ではこれを記載しても意味が無いということで今回は記載をしていない。

今後、そういうことを目指して検討していくという表記にしている。

委員：

糞塊密度の調査結果が正確でないと個体数推定が正確に出ないので、調査方法なり調査にあたる人などいろいろと検討すべきことがあると思われる。その辺りは、どの様にお考えか。

事務局：

糞塊密度は、生息密度指標としては最も信頼性が高いものと思われるが、どうしても誤差が含まれるので、これに加えて、目撃効率や捕獲効率等の指標も合わせて個体数を推定することになる。おっしゃるとおり、糞塊密度調査の精度を高めるためには、箇所数を増やすことや、調査は同じ人に実施してもらうなど検討したい。

委員：

糞塊だけでなく食痕などいろいろな痕跡を残すので、この辺りも専門家に相談しながら調査していただいたら良いと思う。

委員（代理）：

特定計画を策定する時に重要なのは、どうやって捕獲するのかということ。1年を大きく分けると狩猟期と非狩猟期に分かれる。狩猟期は、1年の内、1/3程度。1年間の2/3は、有害捕獲で捕っている。計画を実現するために捕獲をするのであれば、有害等の許可捕獲が重要と考える。

趣味の狩猟に多くの捕獲を求めるのは少し心もとない気がする。これまでの狩猟捕獲と許可捕獲の割合がどの程度か、銃器・わなによる捕獲の割合がどの程度で効率の良い捕獲方法はどの様な方法かをこれまでのデータから分析し、次期計画に反映したうえで捕獲を推進するための方策を記載すべき。

事務局：

狩猟、有害捕獲について過去のデータが残っているので、地域的にどの辺まで分析するのかということも含めて検討したいと考える。

### 議題（3）滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の策定について

<事務局から資料4について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

イノシシとシカに共通するが、生息環境の管理において森林を適切に管理していくことが必要だが、県の森林計画との整合性をきっちり図ってほしい。森林計画では生物多様性保全が前面に出た計画となっており、計画の間で齟齬がないように調整を図って計画

を策定してもらいたい。県内には、これから利用を促進し伐採を行っていかねばならない森林がたくさんある状況だが、シカの管理と森林の管理は密接に関係しており、注意して取り組むべきこととして認識してもらいたい。

事務局：

有識者の検討委員会においても森林部局で作成されている計画と齟齬がないようにとの意見をいただいております、生息環境管理に関して整合が取れるよう調整を図り策定を進めていく。また、森林法の改正に伴い市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域の設定を求められたため、本計画においても整合が取れるように策定を進めて参りたい。

委員：

資料4素案P3の2行目に“関わらず”と使われているが、正しくは“拘わらず”であるので修正すること。

事務局：

修正する。

委員：

イノシシとシカに共通するが、滋賀県ジビエ活用検討プロジェクトチームが設置されたとのことであり期待をしたい。そのプロジェクトチームで検討されることであると思うが、個体数管理と資源利用が適切に回るようにしてもらいたい。ジビエ等に関しては北海道が先行して取組をされているが、先日ある猟区を見学したところ、衛生管理等が適切になされた優良な事例であった。北海道のエゾシカだからできる部分もあるかもしれないが、猟区での考え方等、狩猟がされることでビジネスとしてうまく回っている。許可捕獲等で費用をかけずに鳥獣管理がされている良い事例であるので、当該プロジェクトチームでもぜひ参考・検討にってもらいたい。

事務局：

情報収集し、滋賀県にどのようにマッチしているか等検討し、狩猟者の意向も聞きながら段階的に取組みを進めていきたい。プロジェクトチームでは今年度中に、県内でジビエにかかわっておられる方にヒアリングを行い課題の抽出を進めて参りたい。まずは、カレーハウスCOCO壱番屋や猟友会の支部など、ジビエに取り組んでおられるところに県が主催するイベントに出店してもらおうことで県民にジビエを食べてもらう普及啓発を行うとともに、県民に捕獲の必要性を理解してもらえよう、滋賀県の状況にあった事業を進めて参りたい。

委員：

傷病鳥獣のところで、県民がかわいそうだから獣医等に運ばれているということがあった。学校教育で命は大切にするよう教育しているが、その一方で被害低減のためシカやイノシシを捕獲している一面もある。単純に命を守りましょうということだけでなく、命を

いただきましょうという教育も必要ではないか。優しい気持ちは大切で、善意の無駄遣いという表現もあったが、子供のころに抱いた価値観はなかなか変えるのは難しく、ジビエの普及啓発も難しいところではある。教育においても、自然は管理していく必要があることを理解してもらうことが必要である。

事務局：

ご指摘のとおりであると思う。COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）において、生物多様性という言葉が日本でも広まっており、生態系サービスという、自然の恵みによって我々の暮らしが支えられているということがある。現在の行政や企業活動、教育においてもまだまだ十分でない部分もあり、ご指摘のとおり県としても環境教育の中で生態系保全に関する取組や教育が必要であると思う。

※議題の審議事項が終了した後、事務局からは、次回の部会は11月10日午前10時にコラボしが3階中会議室にて開催予定である旨の説明があり部会は閉会した。